

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	松阪市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/genre/000000000000/1416190543201/index.html

執行機関名 松阪市教育委員会

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年松阪市条例第43号)別表第1 第21の項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する奨学金の貸与に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法第3条	松阪市奨学金貸与規則(平成17年松阪市教育委員会規則第11号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校(以下「専修学校」という。以下同じ。))の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)による <u>高等学校及び高等専門学校に入学及び在学する優秀な生徒で、経済的理由により修学困難な者</u> に対し奨学金を貸与し、 <u>将来社会に貢献する有為な人間を育成</u> することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		松阪市奨学金貸与規則 松阪市奨学金貸与施行細則